

令和5年度 第4回益城町立保育所のあり方検討委員会【会議要旨】

日時 令和5年（2023年） 8月23日（水）13:30～15:20

場所 庁舎 2階 2-5, 6会議室

出席者 委員会：今吉会長、中川委員、吉村委員、中村委員、井寺委員、宮尾委員、井委員、梅木委員、内山委員、森田委員、秋口委員、木村委員、岩本委員
益城町：こども未来課 吉川課長、村上係長、松本主査（記）

◆ 概要

◇ 開会

◇ 会長あいさつ

- 本日も様々な検討をお願いしたい。

◇ 議事の公開について（審議）

- 傍聴者 1人
- 後日議事録を町 HP にて公開。

◇ 議事

(1) 町保育施設の申込推移と未満児の受入状況について（説明）

- 事務局）資料 1-1 を用いて説明。
- 平成 29 年度から令和 5 年度までの益城町の未就学児童人口と保育施設への申込件数について、0 歳児から 5 歳児までの未就学児童人口は、平成 29 年度から比べると、59 名減少。しかし、令和 4 年度までは、年々減少していたが、令和 5 年度からは、増加に転じた。木山校区に整備された 100 区画の分譲地（通称「宮の台」）、益城インターチェンジ沿いの区画整理事業（通称「西地区」）の整備の影響で、子育て世帯の流入が増えていることからだと推測される。この影響は令和 9 年度までは続く可能性が高いと予測している。保育施設への申込件数については、平成 29 年度から比べると、237 件増加。クラス年齢毎で見ると、「0 歳児」が平成 29 年度から比べると 84 件増加。共働き世帯の増加により、育児休業制度を利用する住民の方が増えているためだと推測。平成 29 年度から比べると増加率は、156.8%。令和 5 年度の申込割合は 77%となっているが、共働き世帯の増加と核家族世帯の増加状況を勘案すると、今後は、80%台に推移すると予測。
- 資料 1-2 を用いて説明。
- 平成 29 年度から令和 4 年度までの児童の実際の受入状況を説明。申込件数が増えている「0 歳児」の平成 29 年度の町立の受入児童数は、20 人で、1 施設当たりの平均受入児童数は、4 人。私立の受入児童数は、70 人で、1 施設当たりの平均受入児童数は、10 人。令和 4 年度は、町立が、35 人、平均 7 人に対し、私立が 93 人、平均 11.63 人。0 歳児の受入人数で「町立」と「私立」に差が発生。町立保育所の施設面積の関係で、一桁の受入が限界となっているため。町立第 4 保育所と本町の同規模の私立保育所の施設を比較すると、施設の大きさに差はないが、0 歳児と 1 歳児の部屋の面積に差が生じている。0 歳児と 1 歳児は、1 人あたりの必要面積がほふくする児童の場合「3.3 m²」と設定されている。単純に 3.3 m²で実面積を割ると、町立第 4 保育所は、9 人が最大の受入可能人数となる。私立保育所の方は、15 人となり、同じ利用定員でも、受入ができる人数が異なる。1 歳児におい

ても、町立第4保育所の受入可能人数が「15人」となるのに対し、私立保育所は「18人」となる。現在の保育施設への申込傾向を踏まえると、0歳児と1歳児の受入可能人数を増やすため、町立保育所においても、施設の拡張が必要な状況である。

- 会長) 何か質問はないか。
- 委員) 令和6年度以降保育施設が整備されるという話を聞いたが、今後の受入れ状況はどのようにすると想定しているか。
 - 事務局) 令和6年度に向け、2園の小規模保育施設を保育所に整備中。併せて、認可外保育施設1園を認可移行に向け、計画を進めている。全体の受入れ増加数は、188名分。今回の整備で、2歳児から5歳児までの整備は完了すると想定している。1歳児については、申込件数が増えれば、不足となる可能性がある。0歳児については、30名ほどが不足する可能性がある。
 - 会長) 年度当初に不足するのか？
 - 事務局) 年度当初には、不足とならない。年度末での不足予測である。
 - 会長) 年度末にかけて申込がなされる状況か？
 - 事務局) お見込みのとおり。育児休業制度を利用し、職場復帰される1カ月前から保育施設の利用を認めているので、年度途中に入所される方が多い。令和5年度の状況から説明すると、4月時点の保留児童は10名。そのうち0歳児は2名。9月時点は、保留児童が32名で0歳児が20名。このように、約半年間で、0歳児だけで18名増えている。
 - 会長) 保留児童32名は、待機児童となるのか？
 - 事務局) 特定の園の希望や求職活動中の場合は、待機児童とはならない。国が定義している待機児童は、当該年度の4月1日時点なので、益城町の令和5年度の待機児童は0名である。
 - 委員) 0歳児の待機が多いという事であったが、町内の認可保育施設の運営者に増築で、受入定員を増加させる等、アンケート調査は行ったのか？
 - 事務局) 令和6年度の保育施設の整備にあたり、既存施設に対して、アンケート調査を行った。その中で、増築等を行い、受入人数を増やせないかを確認したが、敷地の広さや、構造的な問題で、増築することは困難であるという回答を受けた。そのため、小規模保育施設を保育所に変更する方法と認可外保育施設を認可移行する方法で整備を進めている。
- 委員) 町立保育所の児童を受け入れできない理由は、施設の面積だけの問題なのか？施設を増築すれば、対応できるのか？保育士が足りないという話も前回の会議であったが。
 - 事務局) ハード面とソフト面での整備が必要である。今回の資料では、施設整備の必要性を表しているが、児童を受け入れるためには、保育士の確保が必要不可欠。ソフト面の人材確保も同時進行で進めなければならない。
 - 委員) 町立保育所は老朽化も進んでいる。そちらの整備も並行して考えなければならないのか。
 - 事務局) ご指摘のとおり。第4保育所は建築後、40年を経過している。公共施設の長寿命化計画を考えると、50年経過から建替えを含め検討しなければならない。現実的にこのまま、町の所有物として建替えが可能かも含め、検討しなければならない。
- 会長) 施設の整備も必要であるが、現在、施設を利用している立場として不具合はないか。
 - 委員) 施設の構造としては、頑丈である。熊本地震にも耐えた。古くはなっているので、

定期的に点検を行い、必要に応じて修繕をしている。改修を一番しなければならないのは、和式トイレ。今の子どもたちは、和式トイレを利用できない。

- 会長) 民間の保育施設には、和式トイレはないか？
- 委員) 民間の保育施設には、和式トイレはない。
- 会長) 保護者から和式トイレを洋式トイレに変更するように要望はあっていないのか。
- 委員) 和式トイレが理由ではなかったが、タイル張りで暗い空間という事で、子どもがトイレに行かず、家に帰ってからではないと排便しないので、どうにかならないかという声があり、タイル張りから、長尺シート張りに変え、トイレの乾式化を行った。結果、トイレが明るくなった。
- 会長) 今後 10 年を目途に改修は必要な状況だと思う。
- 委員) 町立保育所のトイレは、第 1 保育所から第 5 保育所まですべて、和式トイレがあるのか。
- 委員) 第 5 保育所は、地震後に整備されているので、和式トイレはない。第 1 保育所から第 4 保育所までが和式トイレである。
- 事務局) 公立保育所のすべてのブースが和式トイレというわけではない。3 つあるうち、2 つは洋式トイレで、1 つが和式トイレという間隔。事務局としても、このような状況は保育環境として好ましくないと認識しており、令和 4 年度に第 1 保育所と第 2 保育所において、トイレ改修と調理室の改修に関し、設計を行った。昨今の物価高騰の影響もあり、1 園あたり、4,000 万円程度の改修工事費が必要となる結果となった。4 園を全て整備するならば 1 億 6,000 万円を町が負担することになり、現実的な数字ではなく、工事を見送っている状況である。
- 会長) 0 歳児の部屋にはトイレは不要だが、沐浴室が必要という認識でいいか。
 - 事務局) お見込みのとおり。

(2) 先進地視察結果の報告について (説明)

- 事務局) 資料 2 を用いて説明。
- 前回の会議の中で、指定管理者制度と公私連携型保育所の違いがわかりにくいというご指摘を受けた。事務局にて、「公私連携型保育所」を採用している自治体に視察したので、その内容を報告したい。視察先は、福岡県の春日市。保育施設の整備状況は、12 施設と本町よりも少ない状況だが、1 施設当たりの利用定員が、90~240 人と多く、小規模保育施設もない状況。事業所も多いことから、企業主導型保育所や認可外保育施設も 30 施設整備されていた。春日市では、12 の保育施設のうち、公立が 6 園、私立が 6 園という状況、公立 6 園のうち、5 園で「公私連携型保育所」を採用。また、「公私連携型保育所」を採用される前には、「指定管理者制度」を活用し、公立保育所の運営をされていた時期もあったとのこと。
- 「3. 指定管理者制度と公私連携型保育所の財政面の違いについて」。実際の春日市での状況を教えてもらい、資料に金額を落とし込んだ。指定管理者制度の時は、町から事業者への支払金額にあたる「歳出」が約 2 億円で、その金額に対しての国や県、保護者から徴収できる金額等で構成される「歳入」は約 180 万円、市が負担する割合は、99.1%。「公私連携型保育所」に変更した場合、歳出は約 2 億円で差はないのに対し、歳入は 1 億 3,000 万円と、国や県からの交付金を獲得することができ、市が負担する割合は、35%と、約 64.1%減少。公立で設置した保育施設を民間に運営委託するという点では、同じだが、市町村にとっては、交付税措置はあるものの、公私連携型保育所とした方が、国や県からの交

付金が見込めるため、市町村の負担割合が大きく違う。また、指定管理者制度の場合は、公設民営のため、施設の改築や大規模改修については、国の補助はなく、市町村が全額負担することになる。春日市では、6つの公立保育所のうち、4つを指定管理者制度で運営をされ、平成28年度に「公私連携型保育所」が制度化されてからは、指定管理者制度から「公私連携保育所」に切り替えているとのこと。令和3年4月から、残っていた2つの公立保育所のうち、1園を「公私連携型保育所」とし、残り1園を直接運営しているとのこと。

- 直営と公私連携型保育所の財政面の違いについて、直営の場合、歳出は、約1億2千万円。ただ、こちらの金額には、会計年度任用職員の給与は反映されているようですが、正職員約15名分の給与は未反映とのこと。それに対する歳入は、1,000万円と、指定管理者制度と比べると、歳入が多く見えるが、3歳以上児から発生する副食費などの保護者が支払うお金を歳入として受領しているためである。市の負担割合は、91.7%。それが、公私連携型保育所になった際の歳出は、約1億7千万円で、それに対する歳入は1億5百万円と市の負担割合は、38.2%となり、53.5%市の負担割合が減少している。先ほどの指定管理者制度同様、公私連携型保育所に変更した場合、市町村にとっては、財政面で大きな違いが生じる。また、私立保育施設と同様の扱いとなるため、施設の改築や大規模改修において、国1/2、市町村1/4、事業者1/4と公設に比べると、市町村の負担割合が減る。
- 運営状況について、実際の利用保護者の声も含め、報告。公私連携型保育所に変更した際に、従来の「公立保育所」で行っていた行事やイベントなどを全て引き継いだとのこと。また、公立保育所の時に使っていたクラス名や「縦割保育」等も、引き継いだとのこと。移行当初は、従来の「公立保育所」と比較され、保護者からの苦情もあったとのこと。主だった苦情の内容は、子どもの送迎時の受け渡し場所が変更になったことや、新型コロナウイルス感染症の影響で、園での活動の様子がわからない等。ただし、移行後3年目を迎えた現在では、苦情を言っていた保護者からも「公私連携型保育所」になってよかったという声が多数あるとのこと。よかった点としては、園での行事が増え、施設整備も進んだ点や、登降園管理システムが導入され、わかりやすくなったという点。
- 単純に、民間への譲渡の場合は、公立から私立に運営権が移されるため、公立ではなくなるが、公私連携型保育所の場合は、公立保育所を私立に運営委託をするので、「市」は、設置者としての役割が残る。具体的には、園の運営に関する苦情／相談対応や年に1度公私連携保育法人の業務実績等の評価を実施することになる。市が保育施設の運営面のモニタリングを行うことで、保護者の不安を払しょくしているとのこと。なお、このモニタリング結果は、市のホームページに掲載し、公表しているとのこと。施設を私立が運営するものの、公の手が離れていないことを意味し、運営者変更に係る急激な状況変化を緩和する効果が期待される。また、建物、土地については、無償で使用貸借契約を締結され、修繕については私立側で対応すること。なお、無償で譲渡するかどうかは、建物の状況によって異なるそうで、春日市の比較的新しい園を公私連携型保育所とした際は、有償にて、譲渡したとのこと。また、備品に関しては、公私連携型保育所に変更した際、民間に全て譲渡されたとのこと。施設整備に必要なイニシャルコストを抑えられるので、私立にとっては運営面に力を入れられるとのこと。
- 須玖保育所の状況について、公私連携型保育所に移行したタイミングで屋外遊具を2種類、2階から階段の間の仕切りドアを私立側で整備されたとのこと。また、写真にはないが、出入口を自動ドアに変更されていた。
- 春日市での公私連携型保育所に移行した際のスケジュールについて、令和3年4月から須玖保育所を公私連携型保育所に移行しているが、移行までに2年間かかったとのこと。保護

者説明会を「方向性」「条例改正」「運営法人決定」のタイミングで3回開催し、令和2年10月から6か月間は、公私合同保育を行い、児童の状況などの引継ぎを行ったとのこと。この期間が移行をするうえで、児童の特性を引き継ぐことができ、重要であったとのことだった。

- 会長) 公立保育所6園のうち、1園を残している理由は何か。また、公私連携型保育所を運営している法人は同一法人か。
 - 事務局) 春日市も本町同様、住民の転入／転出の頻度が高く、要保護児童も一定数いるとのこと。要保護児童については、緊急的に保育施設の利用が必要な状況であり、そういった児童の受け皿として、公立保育所を残しているとのこと。また、保育士資格を持つ職員も一定数いるため、保育士の雇用の場として公立保育所を残している。また、春日市において公私連携型保育所を運営している法人は全て別法人で運営をされていた。
- 会長) クラス名はそのままとしていたが、施設の名称はどのようになったのか。また、看板等で「公私連携型保育所」とわかるようになってきているのか。
 - 事務局) 施設名は、「春日市立須玖保育所」から「春日市須玖保育所」に変更になっていた。公私連携型保育所とわかるような看板は、視察では確認できず、公私連携型保育所と言われなければわからないような状態であった。ホームページにも、社会福祉法人〇〇が運営している施設と明記されている。公私連携型保育所と言われなければ、通常の保育所と変わらない状況であった。
- 委員) 協定期間は、どれくらいの期間なのか。
 - 事務局) 春日市では、5年ずつで協定を結んでいたが、土地の使用貸借契約に関しては、民法上最長の30年で締結されていた。
 - 委員) 業務や協定内容の見直しはどのくらいで、可能なのか。民間の自由度は上がっていくのか。
 - 委員) 協定では、年に1度業務評価を行い、その結果を公表する旨、明記されていた。春日市の事例ではないが、他自治体の公私連携型保育所の事例を聞いたところ、まずは、公私連携型保育所として運営させ、モニタリングにおいても、問題がなかった場合は、民間譲渡する自治体もあるとのこと。「公」の手が離れても問題ないと認定されれば、民間譲渡となる事例もあり、結果として自由度は高まる。
- 委員) 公私連携型保育所が優れた選択肢であるということは理解できたが、保護者の立場として、運営法人が変わるという事は、施設の先生が変わるという事。子どもにとって、これは大きな環境の変化となり、心配である。
 - 事務局) 運営法人が変わるので、当然先生が変わることとなる。春日市においても、この点は、対応しなければならない事項と認識されていた。新たに請われる法人に公立保育所で会計年度任用職員として雇用していた職員を雇用してもらって、児童にとっての大きな環境の変化をできる限り、少なくしたとのことであった。あとは、移行期間の合同保育で児童の特性に関し、引継ぎを行い、スムーズな移行に配慮されていた。
 - 会長) 担任の交代等、公立／私立での状況はどのようになっているのか。
 - 事務局) 公立の場合、3～4年おきに人事異動があるので、そのタイミングで園の保育士が変わることがある。
 - 委員) 年数が長い方もいれば、育児休業取得で担任が変わることもある。
 - 委員) クラス替えで変わるが、複数担任制度を採用しているので、本園では、どちらか1人は、持ち上がりで残るような体制を構築している。
 - 会長) 担任が変わることで、保護者と児童の対応が大変だと思うが、保育の現場は新

年度どよになるのか。

- 委員) 公立では、3~4 年間隔で異動があり、担任は持ち上がることもある。新年度は児童の特性を踏まえながら、複数の保育士で、対応している。保育士は児童に対する配慮はプロなので、最初の1カ月くらいは、児童が環境に慣れるまで時間が必要だが、慣れるような環境作りをしている。
- 委員) 春日市では、6園の公立保育所を1園にしたとのことであったが、公立保育所に勤務していた職員の行き場はどのようになったのか。
 - 事務局) 春日市では、6園のうち、早い段階で指定管理者制度を採用していたので、本町よりも、保育士資格を持つ職員は少ない。ただし、移行期には、保育士資格を持つ職員を敢えて、「こども未来課」等の福祉部門に配属し、町全体の子どもたちを見るようにという指示のもと、育成に力を入れ、政策立案や予算に関する知識を3年程度積みませ、その後、保育現場に戻して、主任保育士や園長等になってもらっていたとのことであった。
- 委員) 春日市では、6園の公立保育所を1園にしているが、益城町には5園の保育所がある。春日市のように一気に1つだけ残すという考えなのか。町の考えを教えてください。
 - 事務局) 本町には、正職員として保育士が42名(正規_36名、再任用_6名)いる。職員の人数を踏まえて、公私連携型保育所に切り替えていくということが現実的ではないかと考えている。今の職員数で、保育所5園と幼稚園を運営していくことは困難。
 - 会長) 段階的に、1~2施設の運営を変更していくという方向か。
 - 事務局) お見込みのとおり。公私連携型保育所を段階的に増やしていくという選択になるかと思う。ただし、人口推移も注視しなければならない。人口に関しては、令和9年度までは増加するという予測であるが、日本全体では、少子化の時代。いつまでも子どもが増え続けるわけではない。令和6年4月の保育施設の整備で、2~5歳児の受け皿は構築できる予定だが、逆に飽和状態になる可能性もある。公私連携型保育所を採用しつつ、どこかのタイミングで、廃止や統合も考えなければならない。この部分は、人口推移を見ながら検討していかなければならない。
- 委員) 先ほどから、公私連携型保育所が良いことばかりのような説明だが、全国的に見てどうなのか。制度開始はいつか。
 - 事務局) 制度は平成28年度から始まっており、歴史的には浅いので、何かしらの問題が発生したのかという事例が少ない状況。また、全国的な事例を見てみると、そもそも平成の大合併以降、公立保育所は民間譲渡等がなされ、公立保育所が少ない状況であり、公私連携型保育所を採用している事業所数も、令和4年度時点で全国的に55か所しかない。熊本県内においても、公立保育所が少ない影響で、公私連携型保育所を採用している自治体はない。
 - 委員) 益城町の地形は県道高森線から南側は、先日の大雨でも大きな被害があった反面、北側に被害はなかった。今後の開発も北側で進んでいく可能性が高い。広安小学校や広安西小学校の教室が足りるのかという心配もある中で、今後の町の考え方として公立保育所を公私連携型保育所に変更するという選択は良いことだと思う。
 - 会長) 公私連携型保育所のメリットを町民に伝えながら移行を進めていくことは重要であると思う。
- 委員) 公私連携型保育所に関して、私立の立場から考えると、難しい面もあるかと思う。保育施設にとって、立地はとても大事で、人が多いところであれば、運営が可能であるかと思うが、人が少ない地区だと難しい。老朽化も進んでいる施設を改修しながら運営するのは、難しい面

もあるかと思う。

- 事務局) 私立保育施設にとって、運営面を考えるのは、当然のことだと思う。受け入れる子どもがいなければ、運営委託費を受け取れず、結果として経営がままならない。本町の状況を踏まえると、町の西部から中部にかけて人口が集中しており、東部の津森地区は、人口減少と、少子化が進んでいる。津森地区で公私連携型保育所の運営をお願いするのは、実際可能なのかという面も十分に精査し、検討しなければならない。
- 会長) 津森地区は、サテライト保育所や縮小の検討も視野に入れなければならないかもしれない。人口減少が続く、山都町では、保育士自体が少なくなり、50名定員の5園を縮小しなければならない状況になっている。そういった面も考えなければならない。

(3) 保育施設の運営方式比較について(説明)

- 事務局) 資料3を用いて説明。
- 4つの運営方式について比較表を作成した。まず、運営費にかかる負担割合は、交付税措置はあるものの、1と2では、全て町負担となるが、3と4では、国と県の負担割合が発生し、町の負担が1/4となる。施設整備においても、1と2では、全て町負担、3と4では、国と事業者の負担が発生し、町の負担が1/4となる。運営費について、仮に1億2千万円の運営費が発生した場合、1と2は、町が1億2千万円全てを負担することになるが、3と4の場合は、国と県が9,000万円負担してくれるため、町負担は3千万円となる。施設整備に関して、仮に3億円の整備費が発生した場合、1と2は、町が3億円を負担、3と4の場合は、国が1億5千万、事業者が7500万円となり、町の負担は7500万円となる。
- 財政面については、1と2について、メリットは特にない。3と4については、国、県からの補助が期待できる。建て替えの可能性については、1と2については、町の財政状況を踏まえると可能性が低い。3と4については、国と事業者の負担が期待でき、可能性がある。運営面に関しては、1については、条例で町の正職員数に限度があるため、会計年度任用職員の集まり具合で左右される。2～4については、民間活力により、職員の確保が期待できる。児童の負担については、1については、状況に変化がないため、負担はない。2～4については、変化が発生するため、急激な環境の変化を避けるため、一定の移行期間が必要だと思う。リスク面について、1と2と4については、今後少子化の影響で子どもが減っても運営が可能だが、3については、子どもが減った場合、撤退の可能性はある。総合評価については、今回の委員会で審議をお願いしたいと思い、空欄としている。
- 会長) 委員の皆さんの意見をいただきたい。
- 委員) 公私連携型保育所は良いことづくめだが、どのように運営法人を選定するのか。園を選べるのか。
 - 事務局) 選定方法としては、「プロポーザル方式」で選定するのが一般的。事業者の提案を踏まえて、事業者を選定できる。公私連携型保育所とする際に、1点懸念しているのが、公私連携型保育所を引き受ける法人があるのかという点。春日市では、福岡県内で保育施設を運営している社会福祉法人300件に案内を送り、2事業者からの応募があり、事業者を決定したとのこと。春日市規模で2事業者ということで、本町に応募があるか、不透明な部分がある。
 - 会長) 春日市の2法人は、春日市にゆかりのある法人なのか。
 - 事務局) 福岡市内で運営している法人で、春日市にはゆかりはないとのこと。実際に採択された法人は、法人の本部は、長崎県の対馬市とのこと。

- 委員) 募集はどこまでの範囲で行うのか。町内に限るのか。
- 事務局) サウンディング調査を実施して範囲を考えなければならないと思う。県内でサウンディング調査を行い、見込みがなければ、九州まで広げなければならないと思う。
- 会長) 法人格はどこまで考えているのか、株式会社でも、受託できるのか。
- 事務局) 具体的にそこまで検討が進んでいない。本町は、国から「新子育て安心プラン」に採択されているので、特例的に株式会社や NPO 法人でも、保育施設の運営が可能にはなっている。
- 会長) 「社会福祉法人」に絞った方がより安心・安全だと考える。
- 委員) 話のスピードが速く、追いついていけないところはあるが、保育士不足は、町立保育所にとって、喫緊の課題。今年度、育児休業を取得する職員が、会計年度任用職員も含めると、3 人いて、その 3 人の穴を埋めるため、産休代替職員を確保するのに大変苦慮した。公私連携型保育所の話は初めて聞いたが、移行する際に、合同保育がなされ、この方法であれば、いきなり民間譲渡するよりも、子どもの負担が軽減され、優れているのではないかと感じた。第 4 保育所の場合、30 名職員がいるが、正職員は 6 名。公私連携型保育所を採用すれば、正職の保育士を集約することができる。保育士に、余裕が生まれ、子どもを受け入れる環境も良くなると思う。子どもの健やかな成長を助長するような対策を検討するべきだと思うし、このように話し合いを行う場は非常に重要だと改めて感じた。
- 会長) 委員会で、協議、審議していくことは、重要。今回の委員会は、諮問機関で、その結果を町に返し、執行部で方向性を決め、議会で承認を受けることになる。

(4) 今後の町立保育所のあり方について（審議）

- 会長) これまで、4 回の会議を開き、今後の町立保育所のあり方に関し、審議を進めてきた。本委員会として、「公私連携型保育所が一番望ましい有効な選択肢である」ということを委員会の意見としていいか。
- 全委員) 全会一致で承認
- 会長) 今後の流れに関して、事務局から説明願いたい。
 - 事務局) 本委員会は、今年 2 月に町長から「町立保育所のあり方」に関し、諮問を受け、審議をしていただいた機関である。諮問に対しては、「答申」をしなければならない。今回承認いただいた「公私連携型保育所が一番望ましい有効な選択肢である」という答申をたたき台として「答申書案」を事務局で作成し、次回の会議で提示したい。その後、委員会で修正部分があれば、修正し、その内容を町ホームページに掲載し、パブリックコメントを行いたい。そして、年内には、委員会から町長に答申書の提出をお願いしたい。
 - 会長) 次回、答申書（案）を審議し、パブリックコメントを行うとのこと。また、次回の会議で審議をお願いしたい。
- 事務局) 本日は長時間にわたり審議いただき感謝。
- 事務局) 次回の開催は 10 月 10 日（火）13 時 30 分からとしたい。

◇ 閉会

以上